

## ご注意ください! 県ナンバーの二輪車(オートバイ)の税止めについて

南部町で課税の対象となっている『山梨』ナンバーの二輪車について、譲渡や転出、廃車の手続きを県外で行ったときは、必ず町に税止め(税申告)の届出をしてください。

税止めの手続きをされないと、町で車両の異動情報が把握できないため、翌年度以降も引き続き軽自動車税が課税されてしまい、トラブルの原因となってしまいます。

税止めの届出は、軽自動車協会等に有料で代行依頼しない場合には、ご自身で役場に届出をしていただく必要があります。業者を介して売却等の手続きをされた場合は、税止めの手続きが済んでいるか(代行してくれるのか)必ず確認してください。

### 【税止めの手続き方法】

次のいずれかの書類をご用意いただき、南部町役場税務課まで持参又は郵送して下さい。

- (1) 軽自動車税申告書
- (2) 軽自動車変更(転出)申告書
- (3) 車検証返納証明書又は届出済証返納証明書の写し
- (4) 新ナンバー及び旧ナンバーの車検証の写し

※(1)(2)の申告書は手続きを行った運輸支局等で入手できます。



### 郵送先及びお問合せ

〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町富士 28505 番地2  
南部町役場税務課 軽自動車税担当 ☎66-3404

## 山梨県心身障害者自動車燃料費助成について

山梨県では、以下の方を対象に自動車燃料費の助成を行います。令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、対象車両にて購入した燃料が対象となります。

※減免の対象となる車が、山梨ナンバー以外は助成対象外です。

### ◇助成対象者

県内に居住し、令和3年度分の自動車税又は軽自動車税(二輪車除く)の減免を受けている車両の所有者、又は令和3年度中途において減免の条件に該当し、令和4年度から軽自動車税の減免を受けることができる車両の所有者で、身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方、療育手帳Aの方、戦傷病者手帳特別項症、第1項症又は第2項症のいずれかに該当する心身障害者又は、当該心身障害者と生計を同一にしている方が対象となります。

### ◇受付期間・受付場所

●受付期間:令和3年12月15日(水)~令和4年2月4日(金)

●受付場所:山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課

※今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、南部町役場等での集団での受付は行いません。

直接、峡南保健福祉事務所に持参、または郵送をお願いいたします。

●提出の場合:受付時間は、9:00~17:00(12:00~13:00は除く)※来庁時間の事前予約を必ずお願いします。

●郵送の場合:令和4年2月4日(金)の消印有効です。

※請求に必要な書類は、峡南保健福祉事務所、南部町役場福祉保健課の窓口にあります。また、峡南保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることも可能です。

※請求には、領収書(請求者の氏名・販売店の印があるもの)又は支払証明書が必要です。

### ◇請求書送付先・事前予約先

〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1階山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課

☎ 0556-22-8145 FAX 0556-22-8147 ✉ kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp